

## ■高圧ガス販売事業届書に係る添付書類

添付書類名称	要件等（各例は、前頁の注意事項に記載しています。）
○販売計画書	販売計画書例を参照してください。
○附近見取り図	事業所の位置がわかるようにしてください。
○平面図	事業所の位置がわかるようにしてください。
○引渡先保安台帳 <small>（一般則第40条第1項、液石則第41条第1項、冷凍則第27条第3項）</small>	引渡先保安台帳例を参照してください。
○容器授受記録簿 <small>（一般則第95条第3項、液石則第93条第3項）</small>	容器授受記録簿例を参照してください。
○法人登記簿謄本の写し ※個人の場合は、住民票の写し	発行から3ヵ月以内のもの。 ※マイナンバーのないものに限る。
○周知文書 <small>（高圧ガス保安法第20条の5第1項）</small>	以下の高圧ガスを販売する場合に必要な ・溶接又は熱切断用ガス（アセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス） ・燃料用の液化石油ガス ・在宅酸素療法の液体酸素 ・スクーバダイビング等呼吸用空気等
○容器置場（貯蔵設備）の附近見取り図	容器を貯蔵する場合 該当位置がわかるようにしてください。
○容器置場（貯蔵設備）の位置及び構造を表す図	容器を貯蔵する場合 ・平面図に保管場所がわかるようにしてください。 ・貯蔵施設（設備）明細書例を参照してください。
○委任状	必要に応じて添付してください。

## ■容器置場を設ける販売所について

- ・販売に供する高圧ガスの貯蔵量が300m<sup>3</sup>（液化ガスの場合は3,000kg）を超えると販売所としての届出が別途必要となります。

## ■販売主任者の選任について

- ・販売する高圧ガスの種類により、販売所ごとに高圧ガス販売主任者の選任が必要となります。

（アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン）【一般高圧ガス保安規則第72条】  
及び液化石油ガス 【液化石油ガス保安規則第70条】

## ■高圧ガス販売主任者届に必要な書類

- 1 高圧ガス販売主任者届
- 2 実務経験証明書